

## オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

平成29年10月10日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 田中 伸和

### 1 調達内容

- (1) 調達件名 神田警察通り賑わい社会実験2017開催に伴う警備業務
- (2) 調達品等の特質・数量等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成29年10月31日まで
- (4) 納入場所 東京都中央区八重洲1-3-7  
独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部  
都心業務部 千代田区エリア計画課

### (5) 見積方法

見積金額は、総価を記載すること。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

### 2 参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 平成29・30年度年度当機構東日本地区における物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において業種区分「役務」の資格を有すると認定された者であること。
- (3) 公示日から見積合せ日までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。  
(<http://www.ur-net.go.jp/order/pdf/bouryokudantouteigi240117.pdf>を参照)
- (5) 本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書等を承諾していること。

### 3 見積書の提出場所等

(1) 見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先

〒163-1313 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー13階  
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 総務部経理課  
電話 03-5323-0631

(2) 見積書の提出期限及び提出方法

①提出期限 平成29年10月16日(月) 16時00分

②提出方法 持参又は郵送とする。但し、郵送による場合は書留郵便とし、同日同時刻必着とする。提出場所は上記(1)と同じ

(3) 見積合せの日時

見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。

なお、見積参加者の立会は求めない。

### 4 その他

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 見積りの無効 本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

(4) 契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

(5) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も、上記3(2)により見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、見積書の提出と同時に当該資格審査に係る申請書を提出し、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(6) 仕様書の内容に係る質問等の受付先

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部  
都心業務部千代田区エリア計画課  
電話 03-5200-8588

以 上

見 積 書

金

円也

ただし、神田警察通り賑わい社会実験2017開催に伴う警備業務  
オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

平成29年 月 日

住 所

氏 名

印

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 田中 伸和 殿

表

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 本部長 田中 伸和 殿 (神田警察通り賑わい社会実験 2017 開催に伴 う警備業務見積書)
---

裏

封 印
住所・連絡先
氏名
印
※登録番号
印

- ※ 競争参加資格認定通知書に記載されている登録番号を必ず記載すること。  
なお、競争参加資格を申請中の者にあっては、「競争参加資格申請中」と記載すること。  
提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないことから、登録番号の記載漏れ、間違い等については無効となるので注意すること

## 契 約 書

- 1 仕事の名称 神田警察通り賑わい社会実験2017開催に伴う警備業務
- 2 契約期間 平成29年10月 日から平成29年10月31日まで
- 3 契約金額 金 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

発注者独立行政法人都市再生機構と受注者 は、頭書の仕事(以下「仕事」という。)に関する請負契約を次のとおり締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 東京都新宿区西新宿6-5-1  
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部  
本部長 田中 伸和 印

受注者  
印

(総則)

第1条 受注者は、別添仕様書(以下「仕様書」という。)に基づき、頭書の契約金額(以下「請負代金」という。)をもって、頭書の契約期間(以下「契約期間」という。)内に仕事を履行した上、その仕事の目的物(以下「目的物」という。)を発注者に引き渡すものとする。

2 仕様書に明記されていない事項があるときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては、受注者は、発注者の指示に従うものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の制限)

第3条 受注者は、仕事の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(特許権等の使用)

第4条 受注者は、この契約の履行に当たり、第三者の有する特許権、実用新案権又は意匠権に係る特許発明実用新案又は意匠を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

(仕事の一時中止等)

第5条 発注者は、発注者が必要と認めるときは、仕様書の内容を変更し、又は仕様の全部若しくは一部を一時中止することができる。この場合において、請負代金又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(契約期間の延長)

第6条 受注者は、天災その他受注者の責めに帰することができない理由又は正当な理由により契約期間内に仕事を完了することができないときは、遅滞なく、その理由を付けて契約期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(危険負担)

第7条 仕事の履行に当たり、第9条第4項に規定する仕事の完了の前に生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じた損害については、発注者が負担するものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第8条 仕事の履行に当たり、発注者又は第三者に及ぼした損害は、受注者がその損害を賠償するものとする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

(検査及び引渡し)

第9条 受注者は、仕事を完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に仕事の完了を確認するための検査を行うものとする。

3 受注者は、前項の検査の結果、不合格となり、発注者から修補又はやり直しを命ぜられたときは、発注者の指定する日までに当該修補又はやり直しを行い、発注者の再検査を受けなければならない。この場合における再検査の期限については、前項の規定を準用する。

4 第2項の検査及び前項の再検査に合格した日をもって、仕事は、完了したものとし、目的物があるときは、当該目的物は、同時をもって発注者に引き渡されたものとする。

(請負代金)

第10条 受注者は、前条第4項に規定する仕事完了したときは、発注者に対し、支払請求書により請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰する理由により前条第2項の期間内に同項の検査又は同条第3項の再検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査又は再検査を行った日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（瑕疵担保）

第11条 仕事に瑕疵があるときは、発注者は、受注者に対し相当の期間を定めてその瑕疵の補修を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第9条第4項の規定による仕事の完了の日から起算して1年間とする。

（履行遅滞金）

第12条 受注者の責めに帰する理由により、契約期間内に仕事を完了することができない場合において、契約期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると発注者が認めたときは、発注者は、受注者から履行遅滞金を徴収して契約期間を延長することができる。

2 前項の履行遅滞金は、その延長日数に応じて請負代金に年（365日当たり）5パーセントの割合で計算した額とする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第12条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。（*㊦*）

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したもの

をいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（支払遅延利息）

第13条 受注者は、発注者がその責めに帰する理由により約定期間を超えて請員代金の支払いを行ったときは、当該支払額について、その遅滞日数に応じて年（365日当たり）2.7パーセントの割合で計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

（発注者の解除権）

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告によらないで、この契約を解除することができる。

一 受注者の責めに帰する理由により、契約期間又は契約期間経過後相当の期間内に仕事を完了する見込みがないとき。

二 正当な理由がなく、仕事に着手しないとき。

三 第2条又は第3条の規定に違反したとき。

四 第8条に規定する賠償義務を怠ったとき。

五 前各号に掲げるほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達する見込みがないとき。

六 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関



する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第14条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前条の規定によりこの契約が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

第15条 発注者は、第14条の場合のほか、発注者の都合により、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により、この契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたと

きは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、発注者と受注者  
とが協議して定めるものとする。

(受注者の解除権)

第16条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することが  
できる。

一 第5条第1項の規定により、仕様書の内容を変更したため請負代金が3分の2以  
上減少したとき。

二 発注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができ  
ないとき。

2 第15条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

(秘密の保持)

第17条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の  
目的に使用してはならない。

(相殺)

第18条 発注者は、受注者に対して支払うべき金銭債務と受注者が発注者に対して支払  
うべき金銭債務とを相殺し、なお不足が生ずるときは、更に追徴するものとする。

(協議事項)

第19条 この契約に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者  
とが協議して定めるものとする。